

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・原則用)

実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
--------	--------------

1 基準限度額の計算

受 入 寄 附 金 総 額	㉑		円
基準限度額 (受入寄附金総額の10%相当額 (㉑×10%))	㉒		円
基準限度額 (受入寄附金総額の50%相当額 (㉑×50%))	㉓		円

2 寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金

㉑のうち寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金の額	㉔		円
----------------------------	---	--	---

3 寄附者の氏名又は名称が明らかな寄附金

役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄と⑥ (特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については⑦) 欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額 (①-②)
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
		() 円	() 円	() 円
役員 (その親族等を含む。) からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額		() 円	() 円	() 円
⑥欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人	() 円	() 円	() 円
	⑥欄以外の者	() 円	() 円	() 円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額		() 円	/	/
合 計 (⑥+⑦+⑧+⑨)		() 円	/	() 円

(注意事項) ①～③の各欄の「()」には、遺贈により受け入れた寄附金等 (遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金、租税特別措置法第70条第10項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者から贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金) の額を記載してください。

「受け入れた寄附金の明細表」第1表付表1（相対値基準・原則用） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「受入寄附金総額④」欄	<p>収支計算書の収入の部の寄附金及び助成金の合計を記載します。</p> <p>なお、国の補助金等の金額は、寄附金及び助成金には含まれません。</p>	<p>実績判定期間の最終事業年度末において未収入のものは含まれませんので、収支計算書に記載済みである場合には控除する必要があります。</p> <p>また、実績判定期間より前の事業年度の収支計算書に記載済みのもので、実績判定期間内に受け取った寄附金の額については、加算する必要があります。</p> <p>なお、④欄の金額は、⑤欄の金額と⑥欄の金額を合算した金額になります（④＝⑤＋⑥）。</p>
「役員の氏名」欄	<p>「受入寄附金総額④」欄のうち、役員（その親族等を含む。）からの寄附金の合計額が20万円以上のものについて各人別に記載します。また、その合計額については、「役員（その親族等を含む。）からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額⑦」欄に記載します。</p> <p>なお、すべての寄附者について記載しきれない場合には、「受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（次葉）」を利用してください。</p>	<p>役員の親族等からの寄附金がある場合は、その寄附金は当該役員の寄附金とみなされますので、当該役員からの寄附金に含めて記載します。</p> <p>上記の「役員の親族等」とは、第3表付表1記載要領における「親族等」になります。</p>
「役職」欄	<p>役員の役職（代表理事、常務理事等）を記載します。</p>	
「特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人⑧」欄	<p>社員以外の特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人からの寄附金で、同一の法人からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	
「⑧欄以外の者⑨」欄	<p>上記⑧欄記載以外の者からの寄附金で、同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額を記載します。</p>	
「同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額⑩」欄	<p>同一の者からの寄附金の額が1千円未満のものの合計額を記載します。</p>	